

特定業務従事者の健康診断(労働安全衛生規則第45条)対象者 *「労働安全衛生規則第13条第1項第2号」に規定される下記業務従事者

別紙2

特定業務に従事する労働者に対しては、当該業務への配置替えの際および6月以内ごとに1回、定期的に、定期健康診断と同じ項目の健康診断を行わなければなりません。
胸部エックス線検査については、1年以内ごとに1回定期に行えば足りることとされています。年2回のうち1回は貧血検査、肝機能検査、血中脂質検査、血糖検査または心電図検査については、医師が必要ないと判断したときに限り省略することができます。

	対象となる業務	該当部局・対象職員等	備考
イ	多量の高熱物体を取り扱う業務及び著しく暑熱な場所における業務	・農学部千原及び与那フィールド職員の一部 ・病院職員の一部	多量の高熱物体を取扱う業務 著しく暑熱な場所:乾球温度40度・湿球温度32.5度・黒球寒暖計示度50度
ロ	多量の低温物体を取り扱う業務及び著しく寒冷な場所における業務	・研究基盤統括センター極低温施設職員の一部	低温物質の取扱い業務 著しく寒冷な場所:乾球温度零下10度以下の場所
ハ	ラジウム放射線、エックス線その他の有害放射線にさらされる業務	・放射性同位元素等取扱施設における業務従事者 ・放射線診療業務従事者(ガラスバッジ登録者) ・放射線業務従事者	その他の有害放射線とは紫外線、可視光線、赤外線等であって強烈なもの及びラジウム以外の放射能物質例えば、ウラニウム、トリウム等よりの放射線をいう。 ここにいう業務とは、ラジウム放射線、エックス線、紫外線を用いる医療、検査の業務、可視光線を用いる映写室内の業務、勤続土石溶融炉内の監視の業務等である。
ニ	土石、獣毛等のじんあい又は粉末を著しく飛散する場所における業務	・医学部及び動物実験施設職員の一部	土石、獣毛等のじんあい又は粉末を著しく飛散する場所とは、植物性(綿、糸、ぼろ、木炭等)動物性(毛、骨粉等)鉱物性(土石、金属等)の粉じんを、作業する場所の空気1立方センチメートル中に粒子数1,000個以上又は1立方メートル中に15ミリグラム以上含む場所をいう。
ホ	異常気圧下における業務	・高気圧室業務従事者 【潜水業務従事者】 ・西表研究施設職員の一部 ・瀬底研究施設職員の一部 ・理学部職員の一部	高気圧下における業務: ・潜函(せんかん)工法、潜鐘(せんしょう)工法、圧気シールド工法その他の圧気工法による大気圧をこえる圧力下の作業室、シャフト等の内部における業務 低気圧下における業務: ・ヘルメット式潜水器、マスク式潜水器その他の潜水器(アクアラング等)を用い、かつ、空気圧縮機若しくは手押しポンプによる送気又はボンベからの給気を受けて行う業務
ヘ	削岩機、びょう打機等の使用によって、身体に著しい振動を与える業務	・農学部千原及び与那フィールド職員の一部 ・施設運営部職員の一部 ・上原キャンパス事務部管理課職員の一部	さく岩機、鉋打機等(チェーンソー含む)の使用によって、身体に著しい振動を与える業務 ・衝程70ミリメートル以下及び重量2キログラム以下の鉋打機はこれを含まない。 ・上記以外のさく岩機、鉋打機等を使用する業務
ト	重量物の取扱い等重激な業務		30キログラム以上の重量物を労働時間の30パーセント以上取扱う業務及び20キログラム以上の重量物を労働時間の50パーセント以上取扱う業務
チ	ボイラー製造等強烈な騒音を発する場所における業務	・農学部千原及び与那フィールド職員の一部 ・病院職員の一部	騒音作業に常時従事する者
リ	坑内における業務		坑内における労働者による労働
ヌ	深夜業を含む業務	・病院職員の一部	業務の常態として深夜業を週1回以上又は月4回以上(午後10時から翌日の午前5時までの間における作業)を必要とする業務
ル	水銀、砒素、黄リン、弗化水素酸、塩酸、硝酸、硫酸、青酸、か性アルカリ、石炭酸その他これらに準ずる有害物を取扱う業務 いわゆる酸健診:歯科医師による健診	次に掲げる部局等職員の一部 ・教育学部職員 ・理学部職員 ・工学部職員 ・農学部職員 ・研究基盤統括センター職員 ・医学部及び病院職員	研究や実験等で下記有害化学物質使用実績あり ・化学物質取り扱い状況調査票を提出
ヲ	鉛、水銀、クロム、砒素、黄リン、弗化水素酸、塩素、塩酸、硝酸、亜硫酸、硫酸、一酸化炭素、二酸化炭素、青酸、ベンゼン、アニリン、その他これらに準ずる有害物のガス、蒸気又は、粉じんを発生する場所における業務 例:ホルマリン、エチレンオキシド等のガス	・ホルマリン・エチレンオキシドガス取扱者は、特殊健康診断はないが、特定業務従事者として一般健康診断を6月ごとに受診する。	
ワ	病原体によって汚染のおそれが著しい業務	・熱帯生物圏研究センター職員の一部 ・医学部及び病院職員の一部	病原体の取り扱いのある部局等(琉球大学千原地区病原体等安全規則・琉球大学医学部病原体安全管理規程)
カ	その他厚生労働大臣が定める業務		本項目に基づく告示は示されていない